入札公告の取消

平成21年10月19日
支出負担行為担当官
大阪税関総務部長　山本　　浩
◎調達機関番号　015　◎所在地番号　27
平成21年８月21日付（号外政府調達第154号10ページ）掲載の入札公告「埠頭監視カメラシステム（福井港）１式」を取り消します。

入札公告の取消

平成21年10月19日
支出負担行為担当官
名古屋税関総務部長　菅原　元信
◎調達機関番号　015　◎所在地番号　23
平成21年８月３日付（号外政府調達第140号18ページ）掲載の入札公告「埠頭監視カメラシステム　一式」を取り消します。

入札公告の取消

平成21年10月19日
支出負担行為担当官
門司税関総務部長　藤原　耕次
◎調達機関番号　015　◎所在地番号　40
平成21年７月21日付（号外政府調達第131号９ページ）掲載の入札公告「埠頭監視カメラシステム③　１式」を取り消します。

入札公告の取消

平成21年10月19日
支出負担行為担当官
門司税関総務部長　藤原　耕次
◎調達機関番号　015　◎所在地番号　40
平成21年７月21日付（号外政府調達第131号10ページ）掲載の入札公告「埠頭監視カメラシステム④　１式」を取り消します。

入札公告の取消

次の１から４までの調達案件の入札公告を取り消します。
平成21年10月19日
分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第１補給処東京支処長
宇都　定史
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　13
平成21年８月28日（号外政府調達第159号10ページ）
１　特殊書庫１号外64品目
２　特殊書庫２号外14品目
３　特殊書庫２号外63品目
４　Ａ３プリンタ（モノクロ）外57品目

入札公告の取消

次のとおり入札公告を取り消します。
平成21年10月19日
支出負担行為担当官
最高裁判所事務総局経理局長　小池　　裕
◎調達機関番号　003　◎所在地番号　13
平成21年８月24日付け（号外政府調達第155号13ページ２段目）掲載の入札公告「①普通乗用自動車（ハイブリッド）３台　②普通乗用自動車（ハイブリッド）２台　③小型乗用自動車（ハイブリッド）79台　④ステーションワゴン（ハイブリッド）２台」を取り消します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成21年10月19日
支出負担行為担当官
近畿地方整備局副局長　小野　憲司
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　28
○第６号
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　神戸港ポートアイランド（第２期）地区航路（－16m）等浚渫工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　神戸市中央区港島地先（ポートアイランド沖）
⑷　工事内容　本工事は、神戸港ポートアイランド（第２期）地区航路（－16m）等の浚渫工、土捨工、及び潜水探査を施工するものである。潜水探査工［潜水探査　約1,100点］１式、浚渫工［グラブ浚渫　約646,000㎥（約245,000㎥）］１式、土捨工［土運船運搬　１式（約245,000㎥）、揚土　１式（約245,000㎥）］１式、安全管理　１式
⑸　工期　平成22年10月14日まで
⑹　使用する主要な資機材　潜水士船、グラブ浚渫船、バージアンローダ船
⑺　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
⑻　本工事は、入札時に工事目的物の性能・機能に関する事項及び社会的要請に関する事項について、当局の想定する施工方法（以下、「標準案」という。）に対して技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。
⑽　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
⑾　本工事は、競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料を開示する試行工事である。
２　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）若しくは単体有資格業者であること。
なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　近畿地方整備局における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。
⑶　近畿地方整備局における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が900点以上の者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、近畿地方整備局副局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾等しゅんせつ工事における客観点数が900点以上であること。）。
⑷　平成６年４月１日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した次の要件を満たす同種工事の施工実績を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
㈠　単体有資格業者、共同企業体の代表者にあっては、グラブ式浚渫船による航路又は航路・泊地若しくは泊地における浚渫工事で、次の①及び②の施工実績を有すること。ただし、①及び②は別件工事でも可。
①　浚渫土量170,000㎥／件以上を施工した工事
②　計画水深－11m以深を施工した工事
㈡　共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、グラブ式浚渫船による航路又は航路・泊地若しくは泊地における浚渫工事で、次の③及び④の施工実績を有すること。ただし、③及び④は別件工事でも可。
③　浚渫土量85,000㎥／件以上を施工した工事
④　計画水深－5.5m以深を施工した工事
⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時に当該工事に配置できる者に限る。
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。